

第1331回 高知市教育委員会11月定例会 議事録

1 開催日 令和7年11月17日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第50号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価  
について（継続審議）

日程第3 市教委第51号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

日程第4 市教委第52号 高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）設置規則の制  
定について

日程第5 市教委第53号 審査請求における審理手続終結について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	永 野 隆 史
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	竹 内 清 貴
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	田 邊 裕 貴
	学校環境整備課長	大 黒 貴 司
	教育研究所長	越 智 知 恵
	教育政策課企画調整担当副参事	野 町 はる奈
	学校教育課学力向上指導監	森 田 やよい
	教育研究所多機関連携担当副参事	川 元 雅 一
	教育研究所副所長	大 坪 顕 彦
	教育研究所センター長	鈴 木 ゆう子
	学校教育課指導主事	渡 邊 拓 哉
	学校教育課指導主事	馬 詰 敦
	教育政策課長補佐	田 中 茂 夫
	教育政策課総務担当係長	池 上 弘 倫
教育政策課主査補	藤 崎 怜 央	

- 1 令和7年11月17日（月） 午後5時～午後6時20分  
（たかじょう庁舎 6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後5時

**永野教育長**

ただいまから、第1331回高知市教育委員会11月定例会を開会いたします。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、西森委員、お願いいたします。

**西森委員**

はい。

**永野教育長**

本日は議案が4件ございます。それでは、議案審査に移ります。

日程第2、市教委第50号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について議題といたします。この件は前回の11月4日の臨時会から継続審議となっております。

前回の臨時会におきまして、委員の皆様からいただきました御意見を受け、修正した箇所について御説明をさせていただきます。

それでは早速ですが、対象事務1、学校施設照明器具のLED化推進についての説明を事務局からお願いします。

**学校環境整備課長**

私からLED化の推進につきまして、西森委員と谷委員から頂戴いたしました御意見に基づく、修正点を御説明させていただきます。資料の5ページの最下段を御覧ください。

西森委員から「工事期間中における、良好な教育活動への配慮」というところで、学校への取組状況の説明をもう少し詳細にしてはどうかという趣旨の御意見を頂戴しております。

この御意見を受けまして、最後の段落になりますが、施工については、机上や棚の整理など学校の協力が不可欠となることから、年間計画が策定された段階で、校長会などで御説明をさせていただいた上で、施工段階で各学校に対して具体的な工程を説明することにより円滑な施工を推進するというように記載を変更させていただいております。

それと、提言④について谷委員から文章が長いという御指摘をいただいております。最後の段落の「教育委員会としては、令和8年度からの照明設備のLED化も1つの学習の契機や教材になりうるものと捉えている。」というふうに区切ることで、文章を短くしております。

説明は以上でございます。

**永野教育長**

2点の修正がございました。御意見はございますでしょうか。

**西森委員**

このぐらい書いていただいたら、学校も安心するだろうと思いましたが、細かいところですが、提言④の網掛け部分の施工の「こう」が「行」になっている箇所がありますが、誤りではないでしょうか。

**学校環境整備課長**

「行」ではないので、修正いたします。

**永野教育長**

ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、対象事務2、不登校対策について説明をお願いします。

#### 教育研究所長

御意見をいただいて修正した2点について御説明をさせていただきます。

1点目は13ページの提言の③になります。網掛けの部分でございますが、表現上の軽微な修正をしつつ、最後の行に示しております自己有用感について、注釈を加えさせていただいております。この自己有用感につきましては、文部科学省の国立教育政策研究所の資料を基に、教育委員会での捉えとして記載をしております。

2点目は、提言④についてです。取組の1つとして挙げている不登校の段階的な支援のポイント等を可視化したフェーズシートの活用についてですが、どのようなものなのか、より分かりやすく伝わるようシートを掲載してはどうかという御意見をいただいておりました。

そこで、段階的な支援のイメージとして、こちらを掲載させていただきました。以上、2点が修正した箇所でございます。御審議をよろしくお願いたします。

#### 永野教育長

御意見を頂戴したいと思います。

ちなみに、自己有用感とは、他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚、こういう意味で説明しております。

#### 谷委員

フェーズシートがどんなものかというイメージが、非常によく分かると思います。ただ、少し字が細いかなという気はするのですが、これはどうしようもないですよ。もう少し大きくすることはできますか。

#### 教育研究所長

調整をして、可能な限り拡大するようにしたいと思います。

#### 森田委員

最近QRコードを添付することもあります。予算や事情が許せば、QRコードから見やすいフェーズシートのページに案内するという手段もあるかなと思いました。

また、フェーズシートについて教職員向けと保護者向けがあるということに記載していますが、この報告書では、保護者向けだけを載せているということでしょうか。

#### 教育研究所長

段階的な支援を可視化したものが、どういうものなのかという御指摘でございましたので、それが分かるような形で保護者向けのみ掲載をさせていただいておりますが、中身をもっと分かりやすくということでしたら、教職員向けも含めて、どういった形で発信できるのかというところを紙面の構成も含めて、検討させていただきます。

#### 永野教育長

そのほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、対象事務3、学力向上対策についての事務局の説明をお願いいたします。

#### 学校教育課学力向上指導監

本日は、5点の修正をしておりますので、よろしくお願いたします。

まず、提言①、21ページでございます。谷委員から学校が自ら行う研修が重要であるという御意見をいただきましたことから、最後の段落ですが、「今後も、学校の主体性を促すために、各担当が必要とされる役割、働きを理解し、能力を発揮できるように、研修内容や指定校の取組内容を工夫し、人材育成への支援を進める」というふうに追記しております。

次に、提言②を御確認ください。教員自身も研修を受けるだけでなく、自分自身の研鑽をしていくことが重要ではないかということをお願いいたしましたので、最後の段落に「教師自身が授業改善の取組を能動的に進めることができるように、効果的な取組を共有する機会の確保及び課題解決に向け、共に学び合うネットワークづくりに視点を置いた支援を進めていきたい」と追記して

おります。特に、数学科については取組を進めていきたいと考えております。

また、提言②につきましては、西森委員から子供たちが授業を受けて良かったと思えることが重要ではないかという御意見をいただきましたので、その1つ上の段落になりますが、「学ぶ意欲を大切にする授業づくりに向け指導・助言を行っていく。」ということを追記させていただきたいと思っております。

続きまして、提言③を御確認ください。こちらは、谷委員から小中連携のモデル校について、点検・評価委員から言及されているので、その普及拡大について、もう少し詳しく説明をする必要があるのではないかという御意見をいただきましたことから、2段落目になりますが「特に効果的な中学校区の取組については、例年、高知市小中連携推進指定校連絡会において、具体的な連携の方法や様子をモデル例として発信し、共有を行っている」というふうに具体的に記載したいと考えております。

そして、次の段落ですが、現時点で指定校は非常に数多くあり、この指定校の中から、9年間しっかりと小中連携で取り組んでいる学校もございますので、こうした取組を発信するというのも追記したいと考えております。

22ページの提言④でございますが、こちらは森田委員から子供たちが取り組んだことへの声かけやフォローが必要ではないかという御意見をいただきましたことから、最後の段落で「学校、家庭が連携して取り組むことができるように、子供たちの学ぶ様子や学習したことへの評価や価値付けの必要性について、発信していきたい。」ということで、デジタルだけではなくて、日常的な声かけも大切にしたい、発信をしていきたいというふうに考えまして追記しております。

提言⑤ですが、谷委員からA I型デジタルドリルをしっかりと活用するというを強く言う必要があるという御意見をいただきましたので、最後に「活用を促進する」という言い切る形に修正をさせていただいております。

以上になります。御審議をよろしくお願いいたします。

#### 永野教育長

御意見はございますでしょうか。

#### 野並委員

これを見て、提言の②があって、その解決策が③になっているような並びになっていて、それから提言の④に対して、⑤の解決策の1つになっているというような、この並びがすごくいいなというふうに改めて感じたところであります。

#### 永野教育長

お褒めの言葉をいただき、ありがとうございます。

ほかにもございませんでしょうか。

#### 森田委員

本当に細かいところなのですが、22ページの提言④の2段落目なのですが、「本設問の意図は」からの文章を2文に分けたほうが見やすいかなと思いました。

もう1つは、その次の「本調査結果における」から始まる段落の「学習習慣確立」については、「学習習慣の確立」としたほうがよろしいかと思えます。

#### 学校教育課学力向上指導監

文章を分かりやすく2文にすることと、先ほどの「の」を追記したいと思います。

#### 永野教育長

ほかにも御意見はございませんでしょうか。

それでは、この件の質疑を終了いたしまして、採決に移ります。

市教委第50号「高知市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」については、原案を基本的に了とし、本日の会での御意見も踏まえ、修正点や字句の整理等については私と事務局で協議し、報告書として取りまとめたいと思えますが、御異議はございませんでしょうか。

#### 委員一同

### 永野教育長

それでは、市教委第50号について、報告書の取りまとめは、私が行わせていただくことにいたします。

日程第3、市教委第51号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

### 学校教育課長

今回の高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正につきましては、高知商業高等学校を除く市立の小中学校の入学式、始業式の日程を10日に変更するものでございます。

まず、高知市の校長会から高知商業高等学校以外の学校の始業式、入学式の日程を4月10日に変更してほしいとの要望をいただきました。

お手元の資料の令和8年度からの入学式・始業式の日程変更についてを御覧いただきますと、令和7年度が日程的に非常に厳しい状況でございました。4月1日が火曜日、4月2日が水曜日であり、多くの学校で1日が辞令交付、2日が組織職員会となります。学校の状況にもよりますが、組織職員会が順調に終わった学校でも3日、4日と入学式、始業式、それから新年度の学級開きや授業の準備を行うと、どうしても時間が足らず、多くの学校で5日、6日も出勤し準備をするという状況がございました。

また、近年では県外からの新規採用の教員が来ておりますので、引っ越しの準備等、生活もままならないまま仕事を行っているという状況になっております。そこで、教育委員会で県内外の状況を調べましたところ、県内では南国市、四万十町などで既に、4月9日に始業式、入学式を行っております。県外に目を向けますと、高知県のように4月7日に始業式を行っているのは非常に少なく、ほとんどの都道府県で9日、10日に行っている状況が見受けられました。

既に4月10日に始業式、入学式を実施している自治体に、この効果について聞きましたところ、「学級担任同士で教育活動の打ち合わせや業務の準備ができた」、「児童生徒支援のための情報共有や引継ぎが十分にできた」、「11日からの学級経営や授業にも自信を持って臨めた」、「残業や休日出勤が軽減された」、中には「心身のコンディションを整えて入学式・始業式に臨めた」という切実な御意見が聞かれたところです。

保護者の方々の御意見はどうか聞いてみたところ、1年目こそ「なぜ変更するのですか」という質問があったようなのですが、丁寧にその変更理由や最終的には子供たちの充実した学校生活に結びつくということを説明すると、2年目以降は、そういう御意見はないというふうに伺っておりますので、本市でもそうした方向で行けるのではないかと考えております。

4月10日という日程を改めて教育委員会で考えましたところ、その変更を令和8年度、9年度、10年度とお示ししておりますが、特に10年度を御覧いただきますと、10年度は曜日の関係で非常に厳しい状態になっております。3日が辞令交付式、4日が組織職員会となります。

ただ、10日にしたことから5日、6日、7日と3日間準備をすることができます。1日、2日、それから4日、5日と土日を4日間挟みますので、例えば、1日、2日は自分自身の生活に使いたり、あるいは8日、9日も必要であれば、入学式、始業式の準備に充てることもできるということで、柔軟に対応できるのではないかと考えております。こうしたことにより教育委員会として4月10日は適切であると考えました。

これが御承認をいただければ、今後、教育委員会のホームページや広報誌のあかるといまいちなどを活用して、保護者の方々や市民の皆様にも周知徹底を考えております。御審議をよろしくお願いたします。

### 永野教育長

では、この件に関して、御意見はございませんか。

### 西森委員

今の説明自体には何の異論もなく、そのとおりだなと思ったところです。でも、当時どうだったかと考えると、小学1年生になってギャップが生まれたときに、子供がどうしてたかなとすごく不安になってきました。

つまり、保育園や幼稚園は3月31日までですよ。それに対して、放課後児童クラブは早くから入れたでしょうか。4月10日までになると、保護者によっては、月の3分の1を休まなきゃいけないという状況になるかと思うんです。

私も通り過ぎた今となっては、たかが3日と思いますけど、当時はすごく切実な思いがあったような気がします。多くの保護者にとって、しんどい問題かもしれないと思います。

メリットについては否定するものでもないですし、この方向でいいたろうとは思うのですが、その辺りで保護者から声が出てくる可能性は十分あると思っていて、そこの手立ては何か考えておられるんですかという質問です。

#### 学校教育課長

放課後児童クラブを担当しております、子ども育成課には既に御説明をしております、7日、8日、9日と3日間伸ばして対応していただけることになっております。

#### 西森委員

既にそこは手立てをされていることだったら、保護者からしたら、今までの6日だったのと変わらないということになりますね。分かりました。

#### 谷委員

確かに学校の始まりのときですから、保護者の問題が解決できるのであれば、学校サイドとしては始まりが非常に重要なので、良いと思います。

小中学校の校長会から出されている要望事項の中の授業時数についてですが、昔は授業時数の確保ということが非常に重要視されていた時期がありましたけど、最近はどうなのかということ、「授業時数について、中学校では学年によって不足する可能性がありますので、これまでどおり夏季休業日の短縮等について柔軟に対応できるようにしてください」とあります。

中学校で不足する可能性があるのかどうかと、あと夏季休業日の短縮は中学校でやっているか。その辺りも教えてください。

#### 学校教育課長

まず、授業時数につきましては、特に臨時休校等がなければ、小学校1年生から中学校2年生までは十分に確保できる状態になっております。中学校3年生は卒業式が早いものですから、そこが心配されるころなのですが、学級閉鎖や臨時休校がなければ、十分にクリアできる状況になっております。

ただ、学校としてはそういうことも想定しなくてはなりませんので、夏休みや冬休み中に教育課程モデル校という形でそれぞれ休業を短縮して授業を行うことができるようにしておりますので、各学校の実態に応じて、夏休み、冬休み等に授業を行っている学校もございます。

文部科学省も、そういった臨時休校や学級閉鎖といった突発的な事情によって授業時数を下回ったからといって、特に何か手立てをとる形にはなっておりませんので、その辺りも大丈夫だと考えております。

#### 谷委員

分かりました。

#### 永野教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第51号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」については、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

#### 委員一同

【異議なし】

#### 永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第51号は、原案のとおり決しました。

日程第4、市教委第52号「高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）設置規則の制定」について議題とします。事務局から御説明をいたします。

#### 教育研究所副所長

本議案は高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第11号の規定に基づき、不登校生徒に対して、新たな学びの場の選択肢として、個々の実態に配慮した特別の教育課程を編成し、より柔軟で多様な学びの場を提供することを目的として設置する高知市立潮江中学校分教室について必要な事項を定めるものでございます。

資料の7ページ目の高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）設置規則を御覧ください。

まず、第1条の「目的」を御覧ください。繰り返しになりますが、不登校生徒に対して、新たな学びの場の選択肢として、個々の実態に配慮した特別の教育課程を編成し、より柔軟で多様な学びの場を提供することを目的としております。

次に、第2条の「対象生徒」を御覧ください。次の条件を満たすものとして4つの条件を記しております。(1)、高知市立中学校及び義務教育学校（後期課程）に在籍する者、(2)、年間30日以上の欠席をし、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因や背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者、(3)、第4条で規定する入室検討委員会において分教室への入室が適当と判断された者、(4)、保護者が分教室の趣旨を理解し、本人に登校意欲があるものとしております。

次に、第4条の「入室検討委員会の設置」についてです。分教室の入室及び退室に関する協議をするために高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）入室検討委員会を置くこと。そして、第5条では「入室検討委員会の所掌事務」として、入室、退室等に関する事項、その他教育委員会が必要と認める事項とお示しております。

第6条では「入室手続」についてお示しております。分教室への入室を希望する場合は、まず保護者に高知市立潮江中学校分教室入室申請書（第1号様式）を作成してもらい、在籍校に提出していただきます。

次に、保護者から申請書が提出された在籍校の学校長は高知市立潮江中学校分教室入室副申書（第2号様式）を添えて教育委員会に提出していただきます。教育委員会は在籍校から申請書と副申書を受け付けましたら、入室検討委員会にて審議を行い、高知市立潮江中学校分教室入室許可（不許可）決定通知書（第3号様式）を作成し、保護者に通知いたします。

入室が決定した生徒は、潮江中学校への転籍手続きを行った上で、入室が決定いたします。

続いて、資料8ページの第7条、「退室手続」です。分教室から元の在籍校に戻りたい場合は、次の手続きを行っていただきます。まずは12ページに示しております、高知市立潮江中学校分教室退室届（第4号様式）を保護者に作成してもらい、教育委員会に提出をしていただきます。

提出を受けた教育委員会は、入室検討委員会において審議し、許可する場合は13ページにある高知市立潮江中学校分教室退室決定通知書（第5号様式）を作成し、保護者に通知をいたします。通知を受けた生徒は、現住所の校区の中学校、または入室前の在籍校に転入することになります。以上が退室の流れとなっております。

第8条、「事務局」は高知市教育研究所に置き、分教室の運営補助や入退室の手続きなどの事務処理を行います。

第9条、「その他」、入退室に係る高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）入室検討委員会要綱など、この規則に定めるものの他、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 永野教育長

この件について、御意見を伺いたいと思います。

#### 西森委員

まず事前にお伺いしました細かいところを確認したいと思います。様式について、第1号様式、第2号様式も教育長様となっています。第3号様式、第4号様式は教育委員会となっていますが、教育長と教育委員会の使い分けはどのような感じなのでしょう。

それから細かいところで、様式1の、下から4行目「次の事項について同意します。」の2行下に「検討委員会」とありますが、「入室検討委員会」という言葉が規則に出ていますので、そこはきちんと「入室検討委員会」としていただいたほうが良いと思います。

以前、規則を見たときに、ここが抜けていないでしょうかと申し上げて、ある程度対応していただいた認識ではございますが、気になったのは第7条第2項ですが、先ほど、許可する場合は、この決定通知書で保護者に通知すると口頭で補足されていました。第7条第1項で保護者が退室を希望する場合は、教育委員会へ提出するとありますが、第2項に入室検討委員会で当該届出の内容について審議を行うとありますので、無条件で退室許可が下りるということではなくて、基本的には場合分けで、退室を認める場合と認めない場合があるのではないかと思います。

口頭で補足されたということは、言葉が足りていないのではないかなと思いました。許可する場合は退室決定通知書で通知するということなのだろうと思います。言葉がこのままで良いのが気になりました。

もう1つ気になったのが、退室手続きが、在籍者の保護者が退室を希望する場合とあっていて、保護者の意思についての規定しかないように思います。対象になるのは中学生なので、子供の意思というものは、十分確認されてしかるべき年頃だと思いますが、どうして保護者が退室を希望する場合ということだけなのでしょう。もっと言うと、利益が相反している場合もあると思います。

例えば、保護者が学校、分教室ともめて嫌になったが、子供は行きたいとなった場合には第2項の審査において退室を許可しない選択肢を取らないといけない場合かもしれません。その点について、規則に書込むというよりは、許可する場合はという言葉を入れるほうが良いだろうということと、保護者が退室を希望する場合だけですか、子供の意思表示とかそういったところは、どのようにされるのですかということが気になりました。以上です。

#### 永野教育長

まずは、教育長と教育委員会の使い分けについてお願いします。

#### 教育研究所副所長

いずれの様式も教育委員会に統一する形で修正をしたいと思います。

#### 永野教育長

第7条についてはいかがですか。

#### 教育研究所副所長

第7条の第2項については、「許可する場合は」という言葉を追記したいと思います。

#### 西森委員

もう1点の退室手続きについて、「保護者が退室を希望する場合」しかここでは想定されていない点については、どのようにお考えでしょうか。

#### 教育研究所副所長

御指摘のとおり、まず通学している子供の気持ちを1番に考えなければいけないと思いますので、生徒、保護者が希望するというふうに修正をしたいと思います。

#### 西森委員

全て切り替えていただいて恐縮ですが、どこまで想定していくかという問題と、規則にどこまで予定して書いていくかという問題は次元が違うと思います。ただ、読んだ瞬間に疑問が起きる状態はまずいだろうという思いからの指摘でした。

仮に、書くかどうかは別にして、保護者のみが退室を希望する場合と、子供と保護者の両方が退室を希望する場合、子供のみが退室を希望する場合の3つのパターンが想定されます。登校意欲がある者という要件もあるので、本人が嫌だと言ってしまったら、それまでという考えもある

かもしれませんが、この時期の揺れる子供の意思の確認は難しいと思います。日によっても変わるし、まさにプロフェッショナルの仕事だと思います。

だからこそ、届出があったから、すぐに退室を許可するというのではなく、じっくりと対話することが必要だと思います。それも含めて入室検討委員会は非常に重い責任を負っていると思います。

その想定をした上で、この退室という重要な局面で、保護者のことだけが規定されていて良いのか、何を基準に検討するのかとか、子供のことも書き足しますとおっしゃってくださったのですが、書きぶりについてもどのように書いていくのかとか、落とし込む方法についても、悩ましい点が出てくるかもしれませんが、御検討いただきたいと思います。

#### 教育研究所副所長

ありがとうございました。検討していきたいと思います。

#### 永野教育長

ほかに御意見はございますか。

#### 森田委員

2つありまして、1つは7ページの第2条に「対象生徒は次の条件を満たす者とする。」とありますが、これは1から4の全てを満たすということでしょうか。例えばですが、まだ年間30日以上欠席をしていない生徒でも、通っている学校が嫌でたまらない子供もいるかもしれません。そうした場合は入室できるのか、若しくは厳格に年間30日以上と決まっていれば、この場合の生徒は対象外となるのか。その辺りを教えていただければと思います。

それから2つ目が、第4号様式の退室届ですが、転学先が「〇〇中学校」となっていますけれども、これは中学校を卒業して高校に行くという場合も、元の中学校のことを書いて進学するというのでしょうか。

#### 教育研究所副所長

入室条件につきましては、全てということも考えていたのですが、おっしゃるとおり、様々な状況があると思いますので、この中の条件が全てというのではなく、その状況に合わせて対応していきたいと考えております。

第4号様式につきましては、卒業までの間に戻る場合を想定している様式であり、そのまま卒業するのであれば、退室届を提出していただく必要はございません。

#### 西森委員

先ほどの回答を聞いて、第2条のことが気になりました。私は無意識に全ての条件を満たす者と読んでおりました。次の条件のいずれかを満たすものとなると必須の部分と必須ではない部分の整理が必要になります。内容としては全ての条件が必須条件のように思えますが、いかがでしょうか。

#### 教育研究所副所長

改めて、文部科学省の規定を確認いたしましたが、第2条の条件は全てが必須条件でした。申し訳ございませんでした。

#### 永野教育長

第2条については、次の条件を全て満たす者とするということですね。

また、先ほど西森委員から御指摘いただいた、第7条の冒頭、生徒と保護者の希望という部分の修正については私どもに任せていただければよろしいでしょうか。

そのほかに御意見はございませんでしょうか。ほかに御意見もないようですので、採決に移ります。市教委第52号「高知市立潮江中学校分教室（学びの多様化学校）設置規則の制定」については、原案を基本的に了とし、字句の整理等を行った上で規則の制定を行うことに御異議ございませんでしょうか。

#### 委員一同

【異議なし】

**永野教育長**

御異議なしと認めます。よって市教委第52号は、原案を修正した上で規則の制定を行うことといたします。

続きまして、日程第5、市教委第53号、「審査請求における審理手続終結」について議題といたしますが、本件につきましては個人情報を含む案件であるため、秘密会としてよろしいでしょうか。

**委員一同**

————— 【異 議 な し】 —————

（この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。）

**永野教育長**

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時20分

署 名

教育長 \_\_\_\_\_

3番委員 \_\_\_\_\_